

健感発 0118 第 1 号

平成 30 年 1 月 18 日

各

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（公印省略）

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の全部改正について

厚生科学審議会感染症部会及びエイズ・性感染症に関する小委員会における検討結果等を踏まえ、H I V ・エイズの発生動向、検査、治療等に関する科学的知見など、H I V ・エイズを取り巻く環境の変化に対応するため、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 24 年 1 月 19 日厚生労働省告示第 21 号。以下「指針」という。）を別添のとおり全部改正し、平成 30 年 1 月 18 日より適用することとしたので、通知する。

なお、今般の改正の概要については下記のとおりであるので、エイズ対策の推進に当たっては、改正の趣旨を踏まえるととも、管内の関係機関等に対する周知について、特段の配慮をお願いする。

また、平成 24 年 1 月 19 日健疾発 0119 第 1 号「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の運用について」は廃止する。

記

第 1 改正の趣旨

本指針は、原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携、人権の尊重、施策の評価及び関係機関との連携等、エイズ予防のための総合的な施策の推進を図るために作成されたものであり、国、地方公共団体、医療関係者及び NGO 等がともに連携してエイズ対策を進めていく行動指針である。

また、本指針は、その有効性を維持確保するため、少なくとも 5 年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものとしている。

第2 主な改正事項

前文

以下の内容を追記する。

- 抗H I V療法は他人へH I Vを感染させる危険性を減らすこと（Treatment as Prevention : T as P）が示されていること。
- H I V感染者及びエイズ患者（以下「感染者等」という。）の高齢化に伴う合併症発症の危険性の増大及び療養の長期化に伴う費用負担の増加という新たな対応すべき課題が発生しているため、長期療養の環境整備等が必要となっていること。
- エイズを発症した状態でH I Vの感染が判明した者が、新規に感染が判明した感染者等の約三割を占めており、H I Vの感染の早期発見に向けた更なる施策が必要であること。
- 青少年に対しては、性に関する重要な事柄の一つとして、H I Vに関する知識の普及啓発を行うことが特に重要であること。
- H I Vは、男性間で性的接触を行う者（以下「MSM」という。）、性風俗産業の従事者及び薬物乱用・依存者における感染が拡大する危険性が高いという特徴があり、我が国では、これらの人々を個別施策層と位置付けていること。
- MSMが感染者等の過半数を占めており、特に重点的な配慮が必要であること。
- 原因不明で有効な治療法が無く死に至る病であった時代の認識にとどまっている場合があり、また、個別施策層に属する人々が少数であることから、正確な知識の普及が阻害されているため、感染者等の医療及び福祉を受ける権利が必ずしも尊重されていないこと。
- 社会に対してH I V感染症・エイズに関する正確な知識を普及し、国民一人ひとりが感染者等に対する偏見及び差別を解消するとともに、国民が自らの健康の問題として感染予防を適切に行うことが重要であること。

第一 原因の究明

以下の内容を追記する。

- 国連合同エイズ計画（UNAIDS）が提唱するケアカスケードの評価に資する疫学調査・研究等を継続的に実施する必要があること。

第二 発生の予防及びまん延の防止

以下の内容を追記する。

- ①性感染症に関する特定感染症予防指針に基づき行われる施策とH I V感染症・エイズ対策とを連携させた施策、②コンドームの適切な使用を含めた正しい感染予防の知識の普及啓発、③地域の実情に即した検査・相談体制の充実並びに④仮にH

I Vに感染したとしても、早期発見及び早期治療を適切に行うことで、エイズの発症を防止し、他人へ感染させる危険性を大幅に低減できることについての普及啓発を中心とした予防対策を重点的かつ計画的に進めていくことが重要であること。

- 知識及び経験を有する医療従事者は、普及啓発に携わる者に対する教育に積極的に協力する必要があること。
- 医療・介護の現場では、標準感染予防策をとることが、感染制御の観点から重要であること。
- 他の性感染症との同時検査、検査の外部委託等の検査の利用機会の拡大を促進するための取組を強化し、さらに、検査・相談を受けられる場所と時間帯等の周知を行うことが重要であること。
- 郵送検査のみでは、H I Vの感染の有無が確定するものではないため、国は、郵送検査の結果、更なる検査が必要とされた者を医療機関等への受診に確実につなげる方法等について検討する必要があること。

第三 医療の提供

以下の内容を追記する。

- H I Vの感染の早期発見に結び付く検査機会の拡大及び早期治療の開始のためには、医療機関において、H I V検査が適切かつ積極的に実施されることも重要であること。
- 医療従事者は、性器クラミジア感染症、性器ヘルペス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒、淋菌感染症、B型肝炎、アメーバ赤痢等の性感染症のり患が疑われる者に対して、H I V検査の実施を積極的に検討する必要があること。
- 国は、感染者等の早期治療の開始及び治療継続を促進する仕組みの検討を進める必要があること。
- 医療従事者は、チーム医療の重要性を認識し、医療機関内外の専門家及び専門施設と連携を図り、包括的な診療体制を構築する必要があること。
- 保健医療サービスと介護・福祉サービスとの連携等が重要になる中で、コーディネーションを担う看護師、医療ソーシャルワーカー等は介護サービスとの連携を確保することが重要であること。

第四 研究開発の推進

以下の内容を追記する。

- H I Vの感染の危険性が高い人々に対する抗H I V薬の曝露前予防投与が有用であることが、近年海外において報告されており、我が国においても曝露前予防投与を行うことが適当かどうかに関して研究を進める必要があること。

第五 国際的な連携

- 主な改正事項なし。

第六 人権の尊重

以下の内容を追記する。

- 感染者等の社会参加を促進することは、社会全体におけるH I V感染症・エイズに関する正しい知識の啓発や感染者等に対する理解を深めることになり、特に、健康状態が良好である感染者等については、その処遇において他の健康な者と同様に扱うことが重要であること。

第七 施策の評価及び関係機関との連携

以下の内容を追記する。

- 国は、継続的に研究班等から疫学情報及び統計情報を収集することで、本指針の改正に資する施策の評価が可能になるよう努める必要があること。
- 都道府県等は、地域の実情に応じて、施策目標等を設定し、実施状況等を複数年にわたり評価するよう努める必要があること。